

- (3) 関係市町村教育委員会は、県教育委員会が実施する試行に必要な協力をするものとする。

修試行実施協議会（以下、「試行実施協議会」という）を設置する。

- 6、実施体制
 (1) 試行を円滑に実施するため、県教育庁内に「福島県初任者研

① 試行実施協議会の会長は、県教育委員会教育次長をもって充てる。

〈表1〉指定校（小学校・中学校）

北 県	中 県	小 学 校	計
福島市立福島第四小 福島市立渡利小 保原町立保原小 桑折町立釀芳小 福島市立野田小 福島市立杉妻小 福島市立福島第三小 梁川町立梁川小	郡山市立行健小 須賀川市立第一小 石川町立石川小 三春町立三春小 郡山市立柴宮小 郡山市立橘小 郡山市立桜小 郡山市立桑野小 郡山市立大島小		9 校
8 校			

南 県	津 会	双 相	き わ い	中 学 校	計
白河市立白河中央中 白河市立白河第二中 棚倉町立棚倉中	会津若松市立第一中 会津若松市立第二中 会津若松市立第三中 会津若松市立第四中 会津若松市立第五中	原町市立原町第二中 浪江町立浪江中 相馬市立向陽中 小高町立小高中	いわき市立平第二中 いわき市立内郷第一中 いわき市立植田中 いわき市立平第一中 いわき市立平第三中 いわき市立小名浜第一中 いわき市立小名浜第二中 いわき市立錦中		8 校
3 校	5 校	4 校			

北 県	中 県	特 殊 教 育	計
高等学校・特殊教育諸学校	安積女子高 郡山北工業高 郡山高 岩瀬農業高 田村高 郡山養護学校 聾学校	福島女子高 福島商業高 福島工業高	7 校
3 校			

〈表2〉指定校（高等学校・特殊教育諸学校）

- (2) 試行実施協議会は、会長のほか、表3に掲げる職にあるものをもって構成する。
- (3) 試行実施協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。
- (2) 県教育委員会は、試行対象教員の所属する学校に指導主事を派遣すること等により、試行の実施状況を把握し、及び必要な指導・助言を行う。
- 7、年間研修計画
- (1) 県教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、指導教員による指導及び教育セン

〈表3〉試行実施協議会の構成

区分	職 名
県教育庁	(教育次長) 総務課長・義務教育課長・高等学校教育課長・養護教育課長・教育事務所長の代表
教育機関	教育センター所長 養護教育センター所長
市町村教育委員会	市町村教育委員会教育長の代表 三名以内
関係学校の校長、及び各校長の会長	小学校・中学校・高等学校・盲・聾・養護学校それぞれから一名ずつの計八名以内
学識経験者	二名

ター等における研修並びに宿泊研修その他必要な事項を定めるものとする。なお、洋上研修については、文部省の定める実施計画によるものとする。

(3) 県教育委員会は、試行の進展に応じて、年間研修計画について、適時・必要な改善を行うこと